

赤穂市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月28日

赤穂市農業委員会 会長 松本 隆博

赤穂市農業委員会規則第1号

赤穂市農業委員会規則の一部を改正する規則

赤穂市農業委員会規則(平成9年赤穂市農業委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「公示は、」の次に「市のホームページに掲載し、又は」を加える。

付 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。